

令和6年5月21日

# お知らせ

担当課：土木部建築指導課  
担当者：平野、三浦、香田  
内線番号：4420, 4421  
直通番号：086-226-7868



©岡山県「うらっち」

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 規制候補区域を公表します



©岡山県「ももっち」

静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受けて施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、県では規制区域の指定に向けた基礎調査を実施しました。

このたび、調査が完了したため、その結果（規制候補区域）及び今後の予定についてお知らせします。

### 記

#### 1 規制候補区域（基礎調査結果）

県全域（岡山市、倉敷市を除く）が規制候補区域。

##### [規制区域の種類]

- ・宅地造成等工事規制区域・・・市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ・特定盛土等規制区域・・・市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

※規制候補区域は、あくまで調査結果であり、今後、関係市町村への意見聴取を行い、規制区域を確定していきます。

また、規制区域の指定・規制事務の開始前に、関係市町村への意見聴取の結果を反映させた規制区域（案）を公表する予定です。

#### 2 規制区域内での規制対象行為

一定規模以上の土地の形質の変更（盛土・切土）及び一時的な土石の堆積について、許可・届出が必要。

#### 3 今後の予定

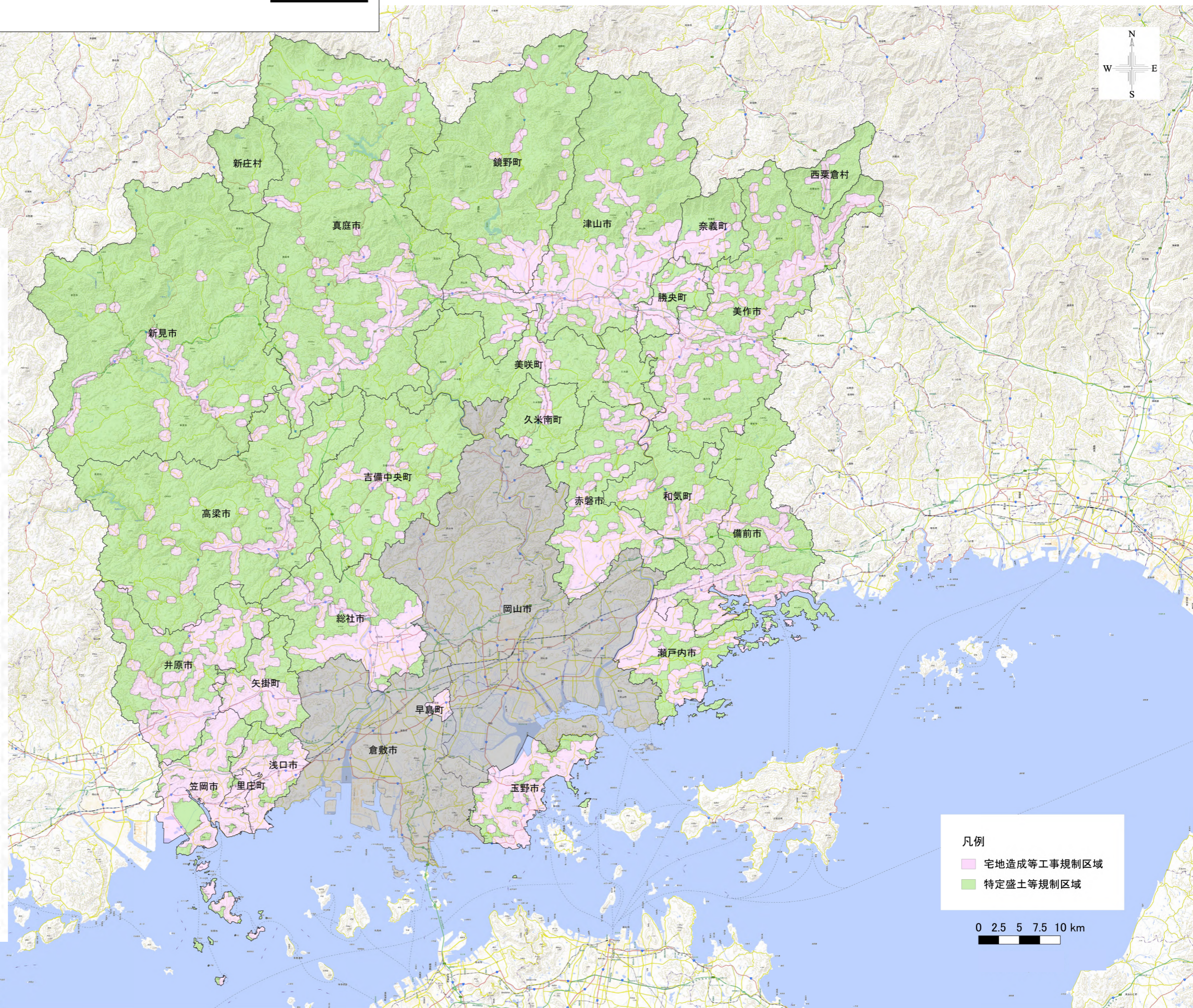
|          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和6年5月下旬 | 関係市町村への意見聴取     |
| 9月頃      | 規制区域案公表         |
|          | 県民・事業者への説明会の開催  |
| 令和7年4月1日 | 規制区域の指定・規制事務の開始 |

※令和5年5月26日の法施行後、2年間の経過措置があり、規制区域を指定するまでは、引き続き旧法（宅地造成等規制法）の規制が適用され、盛土規制法の規制は適用されません。

岡山県  
宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域  
(岡山市、倉敷市を除く)

規制候補区域割合一覧表(岡山市、倉敷市を除く)

| 市町村名  | 宅地造成等<br>工事規制区域 | 特定盛土等<br>規制区域 |
|-------|-----------------|---------------|
| 津山市   | 37.2%           | 62.8%         |
| 玉野市   | 73.8%           | 26.1%         |
| 笠岡市   | 75.7%           | 24.3%         |
| 井原市   | 49.1%           | 50.9%         |
| 総社市   | 50.1%           | 49.9%         |
| 高梁市   | 13.8%           | 86.2%         |
| 新見市   | 7.8%            | 92.2%         |
| 備前市   | 33.3%           | 66.7%         |
| 瀬戸内市  | 49.1%           | 50.9%         |
| 赤磐市   | 46.3%           | 53.7%         |
| 真庭市   | 21.5%           | 78.5%         |
| 美作市   | 40.9%           | 59.1%         |
| 浅口市   | 75.1%           | 24.9%         |
| 和気町   | 31.1%           | 68.9%         |
| 早島町   | 100.0%          | 0.0%          |
| 里庄町   | 91.1%           | 8.9%          |
| 矢掛町   | 55.5%           | 44.5%         |
| 新庄村   | 2.9%            | 97.1%         |
| 鏡野町   | 13.3%           | 86.7%         |
| 勝央町   | 54.0%           | 46.0%         |
| 奈義町   | 37.5%           | 62.5%         |
| 西粟倉村  | 14.7%           | 85.3%         |
| 久米南町  | 11.0%           | 89.0%         |
| 美咲町   | 13.6%           | 86.4%         |
| 吉備中央町 | 16.7%           | 83.3%         |
| 合計    | 28.5%           | 71.5%         |



凡例  
■ 宅地造成等工事規制区域  
■ 特定盛土等規制区域

0 2.5 5 7.5 10 km

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5.HF.393」  
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について

## 法律の概要

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

### ■規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

### ■安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

### ■盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

### ■罰則が強化されます

## 規制区域のイメージ

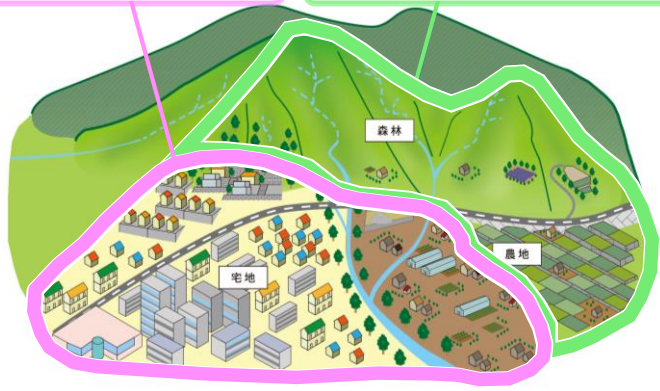
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



## 規制対象となる盛土等の規模

岡山県の規制区域指定後に、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ岡山県知事（政令市、中核市、権限移譲市町村の区域で行う場合はその市町村長）の許可又は届出が必要となります。

| 区域          | 行為    | 許可   |                                 |  |                                       |  |
|-------------|-------|--|---------------------------------|--|---------------------------------------|--|
| 宅地造成等工事規制区域 | 要件    | ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの                                  | ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの     | ③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの (①、②を除く)     | ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの (①、③を除く)     | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの (①～④を除く)         |
|             | イメージ図 |  |                                 |  |                                       |  |
| 土石の堆積       | 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの             |                                 | ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの                  |                                       |  |
|             | イメージ図 |  |                                 |  |                                       |  |
| 区域          | 行為    | 届出 許可  |                                 |  |                                       |  |
| 特定盛土等規制区域   | 要件    | ①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの                              | ②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの (①、②を除く) | ④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの (①、③を除く) | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの (①～④を除く) |
|             | イメージ図 |  |                                 |  |                                       |  |
| 土石の堆積       | 要件    | ⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの |                                 | ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの          |                                       |  |
|             | イメージ図 |  |                                 |  |                                       |  |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

## 許可申請から工事完了までの流れ

- ① 許可申請前
  - ・土地の所有者等全員の同意
  - ・周辺住民への事前周知
- ② 許可申請・許可
  - ・許可基準への適合
  - ・都道府県知事等の許可
- ③ 工事着手
  - ・現場での標識掲出
  - ・定期報告、中間検査
- ④ 工事完了
  - ・完了検査

※ 工事完了後は都道府県知事等が経過観察を実施